

杜の癒しハウスひらい

特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護事業〕運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人三幸福社会が設置する杜の癒しハウスひらい（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業者の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年厚生省令第37号)、「〔指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準〕(平成18年厚生労働省令第35号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 事業所は、誰であっても誰からも、ハラスメントを受けることのないサービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 杜の癒しハウスひらい
- (2) 所在地 東京都江戸川区平井3丁目17番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上
管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名以上
計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (4) 看護職員 1名以上 (機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 介護職員 10名以上(1フロア)
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上 (理学療法士を専属)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第5条 事業所の利用定員は、60名とする。

- (1) 居室数は、60室とする。

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴・・・自立入浴困難者については、一週間に二回以上、入浴サービスを提供。必要な場合には、清拭にて対応するものとする。
- (2) 排泄・・・各々の心身の状況に応じ、自立に向けた介助を実施するものとする。
- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談、援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、利用者から利用料の一部として、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を受領する。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、利用者から利用料の一部として、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を受領する。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービス要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）によるものとする。
- 3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代 実費

- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(利用料の変更等)

- 第8条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、利用者の同意を得る。

(情報公開)

- 第9条 社会福祉法第24条等及び介護保険法の趣旨に則り、都民が社会福祉法人三幸福祉会 杜の癒しハウス文京関口が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、情報の開示を法人・施設のホームページ等において行う。

(衛生管理等)

- 第10条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

(口腔衛生の管理)

第11条 利用者の口腔の健康の保持を図り、入居者が 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(協力医療機関等との連携体制)

第12条 事業所は、利用者の心身の状況の急変に備えるため、下記のとおり協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

- 2 事業所に対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する下記の医療機関等を協力医療機関とし、【利用者の急変時における医師又は看護職員の対応、常時の診療体制、急変時の入院受け入れなどを行う等】実効性のある連携体制を構築する。

協力医療機関名： 医療法人社団東京白報会 かめいど在宅診療所

協力歯科医療機関： 医療法人社団立靖会 ひまわり歯科

- 3 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。
- 4 ホームの入居者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかにホームに再入居させることができるように努める。

(入所にあたっての留意事項)

第13条 入所にあたっては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入所及び指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入所申込又は入居者が入院治療を要するものであること等入所申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
- 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 4 事業書は管理上の必要性又は介護上の理由、その他やむをえない事由が発生した場合、入居者又はその家族と同意書を交わした上で、居室を変更できるものとする。

- 5、 入居者は居室移動願いを提出し、事業所の承諾を得られた場合には居室を移動出来るものとする。
- 6、 入居金償却額等に差額が生じた場合は、事業所と入居者又はその家族が別途協議し居室変更時点で入居金返還金の差額分を事業所が入居者又はその家族に返還または入居者又はその家族は甲に差額分を支払うものとする。
また、居室変更後以降については居室変更後の償却額及び月額利用料を適用するものとする。

(感染症対策)

第14条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染対策委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会で随時見直しを行う。
- (3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を新規採用時及び年2回以上定期的実施するとともに必要な訓練を年2回以上定期的実施する。
- (4) 協力医療機関に対し新興感染症の発生時及びその対策について協議を行うものとする。
- (5) 前4号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(緊急時等における対応方法)

第15条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従業員は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

- 2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故の発生又

はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合または事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し定期的を開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）するほか、職員に対する研修を新規採用時及び年2回以上定期的に行う。
 - (4) 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 4 事業所は、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 5 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

第18条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第19条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 2 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
 - 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体的拘束の防止）

- 第21条 事業所は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 3 事業所は、身体的拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
 - （1）身体的拘束適正化検討委員会を設置し3か月に1回以上開催（テレビ電話

装置等を活用して行うことができる。)すると共に、その結果について、職員に十分に周知する。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に開催すると共に、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する

(職場におけるハラスメントへの対応)

第22条 事業所は、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、利用者及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。

- (1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
- (2) 職員及び利用者・家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のように設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 1年1回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸福社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。